

土地改良事業計画設計基準
計画「農業用水(水田)」の改定について

平成21年 2月26日
農村振興局

1. 計画基準の位置付け

土地改良事業は、食料・農業・農村基本法が掲げる農業の持続的発展などの政策理念を実現する手段として、土地改良法令に規定された目的及び原則、基本的要件を満たす必要がある（土地改良法第1条には、事業の目的及び原則が、また、同法施行令第2条には、事業の具備すべき基本的要件が、それぞれ規定されているところ）。

また、土地改良事業は、水や土地といった国土資源の開発・保全に関する事業であり、かつ、多額の公共投資を伴うものであることから、透明で客観的な基準に基づき、精粗の差なく公平・公正な実施が必要である。

こうした観点から、適正かつ円滑な事業の実施が達成されるよう、同法及び同法施行令を補完するものとして、土地改良事業計画策定に当たっての基準を定め、その適切な運用に努めている。

土地改良事業の目的・原則

(土地改良法第1条(目的及び原則)を抜粋)

第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

2 土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

土地改良事業の基本的要件

(同法施行令第2条に規定されている基本的要件の一部の概要)

- (法第1条の目的のため)その事業を必要とすること
- 事業の施行が技術的に可能であること
- 事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと
- 事業に要する費用について、農業者が負担することとなる金額が、相当と認められる負担能力の限度を超えることとならないこと
- 事業が、環境との調和に配慮したものであること

2. 現行の計画基準「農業用水（水田）」の内容

計画基準は、農業用水（水田）のほか、農業用水（畑）、ほ場整備（水田）、ほ場整備（畑）、排水、農道といった主要な事業工種ごとに定めており、いずれも、概査（基礎的な調査） 基本構想 精査（詳細な調査）計画の作成という事業計画の策定手順にそって記載されている。

平成5年に制定された現行の「農業用水（水田）」においては、水田かんがい事業を行うための事業計画作成に当たって必要となる調査や計画の作業の進め方や考え方、基礎的な諸元や留意事項等が記載されている。

基本的な調査計画の手順

（計画基準「農業用水（水田）」の場合）

概 査

- 事業計画の必要性、可能性及び妥当性についての検討資料を得るために実施
- この結果に基づき基本構想を策定

基本構想

- 事業計画の骨格を定めるもの
- 受益地の範囲、営農・土地利用、用水計画、水源計画、主要な施設計画を概定

精 査

- 基本構想に沿って、事業計画を構成する各々の計画を定めるために実施

計 画

基本計画

施設計画

管理運営計画

- （基本計画）受益地の決定、営農・土地利用計画、用水計画及び水源計画を策定
- （施設計画）水利システムを構成する貯水施設、取水施設、送配水施設、調整施設及び管理制御施設について、位置、形式、諸元及び概算事業費を定めるもの
- （管理運営計画）管理運営組織、管理制御方法を策定

計画基準
農業用水
（水田）

（事業工種ごとにとりまとめ）

3. 基準を改定する背景

平成5年の制定以降これまで15年が経過していることから、この間の情勢の変化に即し、新たな課題や技術に対応した土地改良事業計画の策定に資するよう、現行基準の内容を更新充実させることが求められている。

H5年 現行の計画基準「農業用水（水田）」を制定

昭和29年に制定された計画基準「カンガイ」を基礎として、水田かんがい用水の確保に必要な調査計画の基本的考え方を制定。

情勢の変化に応じた新たな課題

H11年 「食料・農業・農村基本法」の制定

「国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、…地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、…農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。」

H13年 「土地改良法」の改正

「土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。」

H15年 「土地改良長期計画」の策定

「自然と共生する環境創造型事業への転換を進めつつ、農地や農業用排水施設等の農業生産基盤の整備等を実施することにより、農業の生産性の向上を促進し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図り、…」
「既存ストックの長寿命化に資する維持管理や計画的かつ機動的な更新整備を実施することにより、その有効活用を図る。」

H17年 「食料・農業・農村基本計画」の策定

「特色ある産地づくりなど地域の多様な農業戦略への対応を進める観点から、地域の営農ビジョンに即し、水田の汎用化や畑地かんがい施設の段階的整備等を推進する。」
「既存ストックの有効活用の観点から農業水利施設等の長寿命化を図り、…効率的な更新整備や保安全管理を充実する。」

H19年 「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」の策定

「気候変動が我が国の農業生産基盤に及ぼす影響を評価し、必要となる適応策及びその推進方策を検討する。」

H20年 新たな「土地改良長期計画」の策定

「農業用排水施設の機能診断に基づく予防保全対策と適時適切な更新整備等のストックマネジメントを推進し、既存施設の有効活用と長寿命化によりライフサイクルコストの低減を図る必要がある。」
「田園自然環境の創造に向け、農業生産と田園自然環境の基盤となっている農業用水の健全な循環を維持・増進するとともに…」

H22年度を目標として、現行基準を全面的に見直し

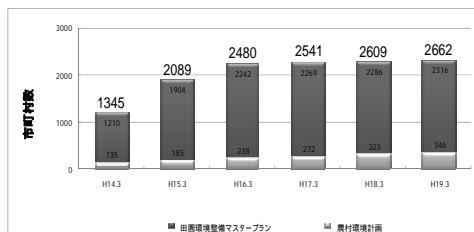
新たな土地改良長期計画の方向性にもそって、事業における環境との調和への配慮や既存農業水利施設の更新整備等の現下の事業を取り巻く課題を適正かつ円滑に推進するため、事業計画作成段階における基本的考え方や留意事項等を更新充実させる必要。

4 . 今回の改定における主要検討項目（その1）

食料・農業・農村基本法や土地改良法における環境との調和への配慮の規定、さらには、豊かな自然環境や美しい景観などに触れあうことのできる農村空間への国民の理解と期待の高まりにも応えるべく、環境との調和に配慮した事業計画を作成するために必要となる調査計画手法等について充実を図る。

農業水利施設の長寿命化を図り、これらのライフサイクルコストを低減することを通じて、効率的な更新整備や保全管理を充実させることが求められており、水田かんがいに係る事業も更新整備を行うものが主体となってきていることから、適正かつ円滑な更新整備に資する調査計画手法等について充実を図る。

環境との調和への配慮



* H16.3時点の市町村数(3148)が対象

田園環境整備マスタープラン等
策定市町村数の推移

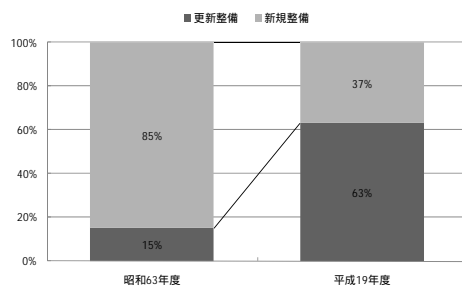


地域の環境との調和に配慮した水路

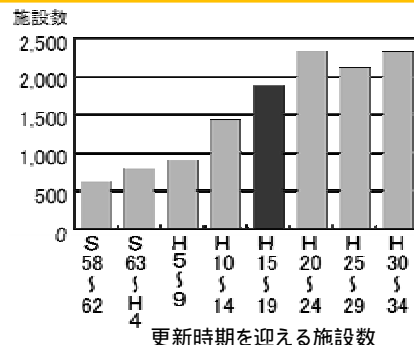


農村景観等の多面的機能の発揮にも留意

既存施設の更新整備



国営かんがい排水事業等における
更新整備地区数の割合の増加



更新時期を迎える施設数

出典：農村振興局「農業基盤整備基礎調査」(2006年3月時点)



老朽化した頭首工

4 . 今回の改定における主要検討項目（その2）

現行の基準は、「基準」（事務次官依命通知）、「基準の運用」（局長（当時の構造改善局長）通知）という2段階の構成であるが、全ての事業計画で遵守すべき事項と地域の特성에応じて弾力的に対応すべき事項が明確に区分されていない。

平成6年3月の「かんがい排水審議会技術部会」の指摘に基づき、「基準」（次官通知）、「運用」（局長通知）、「解説」、「技術書」（以上、課長通知）の4段階の構成に再編し、基準が本来有すべき普遍的で規範的な事項と技術の進歩や地域性などに追従すべき柔軟性、選択性を持つ事項を区分して記載することにより、より一層適正な計画基準の活用を確保する。

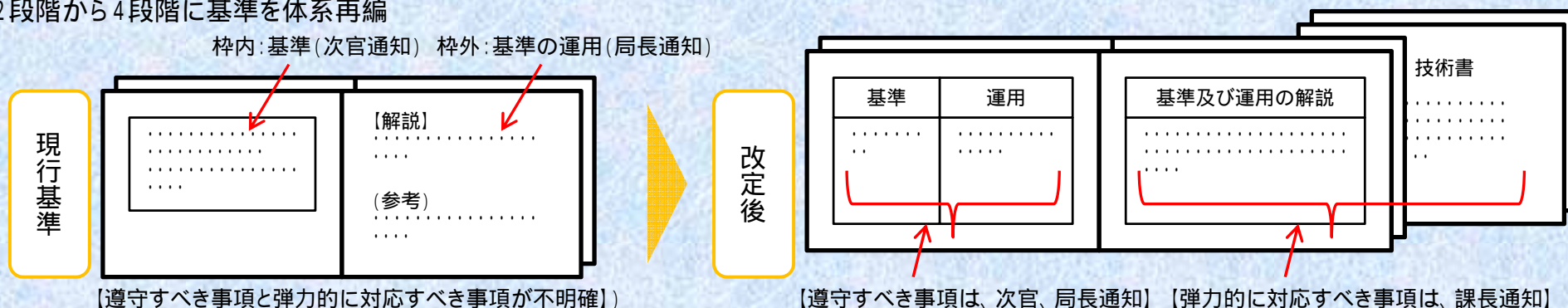
かんがい排水審議会技術部会（H6年3月）の指摘概要

ア) 基準に記載されている事項のうち、どの部分が必ず守らなければならない事項で、どの部分が幅広い解釈や弾力的運用が可能な事項なのかユーザーに理解されない場合が多い（必ず遵守しなければならない事項と、そうでない事項を明確に区分すべき）。

イ) 基準の改定が、昨今の技術の進歩・発達についていけない場合が多い（部分的な改定は機動的に対応できるよう通知を区分すべき）。

2段階から4段階に基準を体系再編

枠内: 基準(次官通知) 枠外: 基準の運用(局長通知)



5 . 今後の改定スケジュール（案）

来月に予定されている農業農村振興整備部会の開催にあわせ、食料・農業・農村政策審議会に諮問することとしたい。その後、平成21年度は本技術小委員会で調査審議を行っていただき、平成21年度末には、農業農村振興整備部会を通じて食料・農業・農村政策審議会より答申をいただくことを予定している。

この答申を踏まえ、基準の運用や解説、付録参考図書である技術書の整備等の作業を事務的に進め、平成22年度内には改定基準の文書を施行することとしたい。

今後のスケジュール(案)

平成20年度

2月 技術小委員会（今回）

3月 農業農村振興整備部会（諮問）

平成21年度

中間時 技術小委員会での審議

年度末 技術小委員会での審議

年度末 農業農村振興整備部会（答申）

来年度の審議の過程においては、農林水産省のホームページ等を通じ、広く意見・情報の募集（パブリックコメント）を行うことを予定している。

改定内容の検討に当たっては、水田かんがいに関する専門的な知識を有する学識経験者で構成される「農業用水（水田）計画基準検討委員会」を別途設けており（右欄を参照）、事業計画地区での現地調査なども踏まえ、各種の助言、指導をいただきながら作業を進めているところである。

（参考）農業用水（水田）計画基準検討委員会

委員長

水田かんがい、水資源環境等を専門とする学識経験者

委員

水文・水理、水資源利用等を専門とする学識経験者 3名

かんがい施設構造、環境配慮等を専門とする独法職員 3名

用水計画、施設計画等の実務経験を有するコンサルタント 1名

以上の8名により構成

（ これまでのところ、現地調査を行うとともに、改定すべき課題の抽出、改定の方向性などについて議論している。 ）